第4回 四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会議事録

- 1. 日時 令和4年11月22日(火)午後2時~午後3時35分
- 2. 場所 船橋市役所 9階 第1会議室
- 3. 出席者
- (1)第1号委員 鏡諭委員(会長) 鈴木敦子委員 綱島照雄委員 德永幸生委員(副会長) 西尾真治委員
- (2) 第2号委員 土屋仁志委員 島本博幸委員 糟谷龍郎委員 菅井智美委員
- (3)事務局 白土管理次長 谷内副主幹 坂尻三山園長 渡邊三山園事務長 馬場管理係長 木谷主任主事 岡田主事 伊藤弁護士 岡本弁護士
- (4) 関係市

船橋市高齢者福祉課:田中課長 習志野市高齢者支援課:川窪課長 八千代市長寿支援課:岡﨑課長 鎌ケ谷市高齢者支援課:根岸課長

- 4. 傍聴者 1人
- 5. 日程
- (1) 事務局からの説明
 - ① 直営での財政シミュレーションについて
 - ② 指定管理及び民営化について
- (2) 三山園のあり方について
- (3) その他
- 6. 概要
- (1) 事務局からの説明 事務局より日程(1)①及び②を説明した。
- (2) 三山園のあり方について

学識経験者の各委員(第1号委員)が現時点での方向性について、公営として残すべき機能が無ければ民営化が望ましいとの考えを述べた。関係市の各

委員(第2号委員)については、各市での議論を踏まえて次回の審議会において報告することとなった。

7. 経過

(鏡会長)

定刻となりましたので、ただいまより第4回特別養護老人ホーム三山園あり 方検討審議会を開催いたします。本日は全委員にご出席いただいております。

また、本審議会は原則公開となっておりますが、説明の中で個人情報など非公開に該当する事項はございますか。

(白土管理次長)

特にございません。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。それでは本日は原則、公開として審議を進めますが、説明をしている中で私会長の判断及び委員の方から、非公開にした方が良いとのご意見がございました場合は、会議に諮り、一部を非公開ということにしていきたいと思います。

それから傍聴される方におきましては、お渡ししております傍聴券の裏面の 注意事項をご確認いただき、お守りいただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、私の方からこれまでの議論について整理したいと思っております。本日4回目ということになりますが、第1回、第2回におきましては、公設公営施設である三山園のこれまでの歴史や経営状況あるいは公設施設としての意味合いについて確認をしてきております。特に措置入所や緊急時の対応など公設施設としての特徴があるのかということを確認いたしました。これにつきましては、細部では色々と調整すべきことがあったかと思いますが、一般の特別養護老人ホームと特に差異がないということは確認いただいているところでございます。施設の見学も含めて丁寧に確認し、前回は主に指定管理者や民営化、特養施設としての意義を残しながら民営化ということが一つの選択肢として絞り込まれてくるのではないかという議論をさせていただいたところです。とはいえ、公設施設としての歴史がありますので、直営として残すためにはどのような改善を加えていけば可能性があるのかというところを、直営のシミュレーションとして資料でお示しいただくということをお願いしたわけであります。

従いまして今後については、審議を進めていく中でこの直営のシミュレーションを検討しつつも、三山園の指定管理者とか機能を残した民営化であるとか

を中心にした議論になっていくと考えているところでございます。

それから私宛てに四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園のあり方検討審議会の申出書を三山園職員労働組合から11月22日付けでいただいております。この内容を委員の皆様にもお配りしますので、ちょっとご覧いただきたいですけど。すみません事務局、お配りください。

(申出書を各委員に配布)

こちらにはあり方の公設公営施設としての意義ということを組合は主張されております。併せて職員の方についての対応ということが最後の方に処遇改善も含めて、職員の対応について十分配慮すべきであるといったご意見をいただいているところであります。

これにつきましては、当審議会では職員の皆さんの処遇については特段議論の対象となっておりませんので、おそらく一つの方針を決めた上で事務局と関係部署との協議が進むということがあると思います。委員の皆様には、こういう申出があるということをぜひ頭に入れていただきながら議論を進めていただければと思っております。

今回の議論につきましては、前回の第3回において、今後の措置入所件数の推移について各市の状況や考え方を発表いただいた後に徳永委員から「鎌ケ谷市さんにおいては、三山園に特別に依頼しているわけではなくて市内の施設と同様の対応をしているというお話がありましたが、他市についても三山園に優先的に入れているのか、もしくは市内の他の施設で対応が可能なのかお伺いしたい」というご質問があったというところでございます。これに対して船橋市さんは「実際に措置状況をみると民間施設でも十分に受け入れをしていただいていますが、三山園の場合は受け入れに前向きであり担当者が相談しやすい」という内容をいただいているということでございます。八千代市さんにつきましては、「三山園に特別優先あるいは依存という形ではなく、民間の事業者さんと同様にこれまでも対応してきて、今後についても同様の取り扱いをしていく」ということでしたが、習志野市さんからはご意見をいただいておりませんでしたので、ちょっとご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(島本委員)

はい、前回は欠席ということで大変申し訳ありませんでした。今ほどの措置に 関しての本市の見解につきましては、他市と同等で第2回でもお話しさせても らいましたけども特別養護老人ホームは三山園に限らずあるという状況におい て、措置についても特段差別化することなく対応いただいているという状況で あります。ただ、職員間の関係性の中で相談がしやすいというようなところはあるということでございまして、他の施設と同様な取り扱いという観点で対応しております。以上です。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。特別養護老人ホームは特別養護老人ホームとしての制度上の責任というものがありますので、その中で対応されていると思いますので、ご意見の方はありがたく頂戴したいと思います。ご質問者の徳永委員はいかがでしょうか。

よろしいですか。はい、ありがとうございました。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。委員の皆様からの質疑につきましては、説明ごとに質疑の時間を設けますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。まずは、日程第1、事務局から「(1) 直営での財政シミュレーションについて」説明をお願いいたします。

(白土管理次長)

はい、管理次長です。それではご説明させていただきます。

さきほど会長からご説明がありましたが、事務局の方からも再度前回までの 審議会での内容を簡単に整理させていただき、内容の説明に移らせていただき ます。

前回の審議会では三山園の今後の運営形態について、直営での継続、指定管理者制度の導入、民間事業者への譲渡、事業廃止の4つの選択肢について各運営形態のメリット、デメリットを踏まえてご審議いただきました。

その時点で現利用者や特別養護老人ホームの入所希望者が関係各市にまだ多数待機していることを鑑み、事業廃止については難しいとのご意見をいただきました。

残る3つの選択肢のうち、直営での継続については、介護保険制度の導入に伴い、保険料で事業運営を行うことが前提の制度設計となっていること、公営独自の役割や必要性について検討した第2回の調査結果を踏まえ、公費である関係市からの分賦金を投入しての継続には懸念があるとのご意見をいただきました。

その上で、現在未取得の各種加算やデイサービス事業の利用人数拡大など可能な限り収入を増やした場合、分賦金をいただかなくても運営が可能か財政シミュレーションを行うようご指示いただきました。

また、民間譲渡の選択をした場合、リスクとなり得る建設時に受けた国庫補助 金等の返還義務についても条件等調査するようにご指示いただいたところです。 以上が簡単ではございますが、今までの概要となります。本日は前回ご指示い ただいた内容を中心にご説明させていただきます。

それでは、資料①の「特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会説明資料」 を1枚おめくり下さい。それでは、目次をご覧ください。

本日は大きく分けて2つの議題についてご審議いただきます。

まず、1つ目は経営改善を図った場合の直営での財政シミュレーションについてご説明させていただきます。

次に2つ目として指定管理者制度の導入及び民間譲渡による民営化した場合 の条件整理と他自治体の事例についてご説明いたします。

1枚めくっていただき2ページをご覧ください。「直営での財政シミュレーションについて」です。

関係市の分賦金について、令和5年度概算予算において要求している金額で お示ししております。

令和5年度概算予算において共通経費を除く三山園に係る歳出として6億4,345万6千円、分賦金を除く三山園に係る歳入として5億2,880万9千円となり、1億1,464万7千円が分賦金、いわゆる赤字見込みとなっております。内訳といたしましては、9,575万5千円が運営経費、1,889万2千円が起債償還額で、運営経費の分賦金につきましては令和3年度より請求しております。

また、令和3年度、令和4年度の各市における財政状況を鑑み、積み立てを行わなかった整備基金につきましては、当該年度に必要な費用を運営経費として1,600万円を計上しております。

なお、共通経費の分賦金7,696万8千円につきましては、三山園長の人件費、事務局で行っている介護報酬の請求担当者及び庶務業務担当者の人件費も含まれており、本来であればこの部分も三山園の経費として算定すべき金額ではございますが、今回のシミュレーションにおいては明確に三山園で支出している費用と収入のみで比較するものとしております。

続いて3ページをご覧ください。先ほど赤字としてお示しした約1億1,400万円を埋めるためには新規加算の取得が必須となります。一番大きい加算として介護職員処遇改善加算がございます。主に介護職員の賃金改善を図る目的で導入された制度で、キャリアアップのための制度の整備及び資質向上や労働環境の整備等に対する加算となります。様々な取得要件がございますが、大きな要件として、「介護職員の賃金改善額が処遇改善加算額を上回ること」、「職位、職責、職務内容に応じた賃金体系の整備・研修の実施などキャリアパスや環境の要件が整っていること」があります。

そのため、現行の給与水準に対してこの加算を取得した場合、加算額以上の給与を介護職員に支給する必要があるため、介護職員の給与は大幅に増額となる

ものの、経営改善とはならず、経営改善のためには1年間職員の給与を下げたの ち、加算を取得する必要があります。

現実的には減給について職員の理解を得ることは難しく、また、介護士と看護師の給与が逆転するなどの可能性もあり、加算を取得することは困難であると考えておりますが、1年間給与を下げたのちに加算を取得した場合に現行の給与体系で運営が可能かを判断するため、今回は取得した場合を仮定してシミュレーションを行います。処遇改善加算では加算 I が上位の加算となっております。

4ページになりますが、令和元年10月からは従来の加算に加えて、経験・技能のある介護職員に対する賃金改善を重点化しつつ、他の職種の処遇改善も行うことができる特定処遇改善加算が創設されました。以下は特定加算とさせていただきます。

取得要件として処遇改善加算を算定していることが前提となっておりますが、その他の要件につきましては三山園においてはほぼ条件が整っていることから、処遇改善加算が取得できた場合は特定加算も取得可能として見込んでおります。また、先ほど申し上げましたとおり特定加算につきましては、介護職員以外の職員に対しても一定程度の支給はできる仕組みとなっております。こちらも加算Iが上位の加算となります。

5ページをご覧ください。令和4年度の処遇改善加算等の取得率です。

表の左側が事業ごとの取得率です。長期入所においては99.4%が処遇改善加算を取得しており、特定加算も9割を超えて取得しております。右側の表は長期入所における取得率です。約8割の事業所が最上位の加算を取得しております。

続いて6ページになります。処遇改善加算を取得した場合の増収額です。

長期入所、短期入所、デイサービスにおいて処遇改善加算 I・特定加算 I を取った場合の増収額は総額 4 , 4 1 1 万 6 千円となります。加算では単位数が上乗せされることから、決算の数値が出ている令和 3 年度で積算しております。

7ページをご覧ください。先ほどもご説明いたしましたが、処遇改善加算取得における課題です。繰り返しになりますが、加算額を介護職員の給与改善に充てることで取得できる加算のため、現行の給与水準のまま加算を取得しても経営改善には繋がらないため、1年間給与水準を落とし、翌年度加算を取得する必要があります。

その影響額は常勤職員の介護職員のみを減額すると仮定した場合、年収ベースで平均約130万円の減額が必要であり、加算を取得する必要があるためには、職員の理解が必要不可欠となります。

続いて8ページをご覧ください。科学的介護推進体制加算、LIFE 加算と呼ば

れている加算があります。これは、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度 化防止に資する質の高いサービス提供及びPDCAサイクル・ケアの質の向上を図 る取り組みの推進を目的とした令和3年度に創設された加算であり、各加算の 算定基準を満たした上、科学的介護情報システム、これを LIFE と呼びますが、 これを用いて、厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用を行うこと で取得することができます。

こちらも後ほどご説明いたしますが、様々な加算の種類があり、それぞれ取得 に必要な要件が異なっていること、またその取得には体制整備などに費用がか かることから、全ての加算を取得することは難しいと思われますが、現在の人員 配置で取得可能な全ての加算を最上位で取得できた場合を想定します。

9ページをご覧ください。LIFE 加算の一覧になります。

令和3年度に創設された制度ということもあり取得率は一番上の科学的介護 推進体制加算以外は4割以下の取得率となっています。

10ページをご覧ください。LIFE 加算の取得における課題になります。

先ほども簡単にご説明いたしましたが、加算それぞれに取得要件があることから、導入するにあたって体制整備を行う必要があります。

特に一番多く加算を取得している科学的介護推進体制加算でも、定期的に LIFE への利用者情報の報告が必要であり、報告に要する事務を最小化するため には ICT の導入などが必要となります。

また、全体数の約半分を占めている自立支援促進加算については、医師が入所者ごとに医学的評価を行い、支援計画の策定等に参加する必要があるなど、医療との協力体制が必須となることが大きなハードルとなり、取得率が1割と低くなっていると思われます。

また、医療との協力体制を図るため、支出の増加が見込まれ、加算取得時の収入と支出のバランスをとる必要があります。

続いて11ページをご覧ください。LIFE 加算を取得した場合の増収額になります。

収入で643万5千円増えますが、ICT機器の導入経費や協力病院委託料で約411万6千円増額が見込まれることから、増収額としては231万9千円となります。協力病院の金額については、どの程度の業務量になるか予測がつかないことから、現在の週3日の回診を週5日とした場合で想定しておりますが、業務量、内容によってはこの金額を上回る可能性もございます。

続いて12ページをご覧ください。手数料の導入についてご説明します。

介護保険法において介護保険の利用料の他に利用者から支払いを受けてよい 費用について、食事の提供に要する費用や居住に要する費用等のほか日常生活 に通常必要となるもので、入所者に負担させることが適当と認められるものと いう規定があります。

13ページをご覧ください。

具体的には日常生活や教養娯楽に必要なものを施設が用意した場合や、インフルエンザの予防接種費用、預り金の出納管理に係る費用などがあります。

14ページをご覧ください。

その他として嗜好品や贅沢品、テレビなど電化製品の電気代なども徴収する ことができる規定となっております。

15ページをご覧ください。

現在想定される増収費用になります。

食事の提供に要する経費については、賄材料費や調理業務委託料など実際に 必要となる金額を算定しております。

また、預り金の出納管理に係る費用ですが、こちらは銀行での現金の出し入れやご家族への説明のための出納帳の管理などに係る手数料となります。金額の設定につきましては正直なところ難しい部分もありましたので、他施設の例を参考に高額になりすぎないよう平均的な金額設定としております。

個人専用電化製品の電気代についても同様で、使用しているもので電気料も 異なることから他施設の例を参考に1日50円として設定しました。

これらの手数料全てを導入した場合597万6千円の増収となります。

16ページをご覧ください。手数料の導入に係る課題になります。

利用者負担の増となることから、家族等の同意や契約が必要となりますが、追加の費用となることから同意が得られない場合も想定されます。そのため、現利用者と新規利用者について、取扱いを変えるなどの検討が必要となり、利用者間で不公平となることなども想定されます。

また、手数料については地方自治法第228条の規定に基づき条例で定める 必要があります。預り金手数料の金額については理解を得られるような算定根 拠を示す必要があります。

17ページをご覧ください。デイサービス事業の指定変更についてです。

現在、認知症対応型通所介護として定員12名で運営しているデイサービスを、通所介護事業所、通常のデイサービスに変更した場合を想定しております。

現地でご覧になっていただいたリハビリ室などを使用することで、面積要件などは基準を満たしていることから、細かい用件は別途ありますが、施設的には指定変更は可能です。定員についてはどこまで施設整備をするかにもよりますが、約40名程度までは受け入れは可能と考えております。今回のシミュレーションでは30名の利用者がいた場合を想定して積算しております。

18ページをご覧ください。指定を変更した場合の利用者への影響についてです。

費用負担については減額となりますが、現在の利用者は重い認知症の方が多く、通常のデイサービスでは受け入れが出来ない事も考えられます。経営改善を図るために利用を断ってしまいますと、公営で事業を継続する意義も無くなることから、認知症対応型としての受け入れ枠は残しつつ定員を増やすこととした場合、現在の人員にプラスして職員を配置する必要があります。

19ページ目をご覧ください。

30名の利用で試算した場合、6,669万円の収入が見込まれます。令和5年度概算予算においては現在2,819万9千円を収入として見込んでいることから、差引増収額としては3,849万1千円となります。

続いて20ページをご覧ください。指定変更した場合の支出の増額となります。

先ほどお話したとおり、重度の認知症の方を受け入れる場合、人員を増やす必要があることから、その人件費として1,492万2千円、賄材料費として104万2千円、調理業務委託として112万8千円となり、合計で1,709万2千円が支出増となります。

21ページをご覧ください。

3,849万1千円の収入増と1,709万2千円の支出増の差額として、2, 139万9千円が指定を変更した場合に見込まれる増収額となります。

なお、別途増加する光熱水費や燃料費、また、必要となる施設改修については 現時点で算定が難しいことから見込んでおらず、増収額が想定を下回る可能性 があります。

22ページをご覧ください。今までご説明した取り組みを行った場合の増収 見込み額となります。

合計で7,381万円となりますが、令和5年度の分賦金概算予算額である1億1,464万7千円から、増収見込み額を差し引いたとしても4,083万7千円の分賦金が必要となり赤字改善には至っていません。

23ページをご覧ください。分賦金に関する令和元年度から4年度の実績と今後の推計になります。

令和元年度、2年度については運営経費の分賦金をいただいておりませんで したが、第1回でお話した労働基準監督署の是正勧告があり、その支払いをした ことや人件費などが増加したことにより、令和3年度から運営経費の分賦金が 発生しております。

また、令和5年度に建替え時の起債の償還が終わりますが、前回お話しました 約6億円の大規模修繕が今後控えていることから、6億円を起債償還年限であ る20年で平準化し、令和6年度から3,000万円を施設整備費として毎年計 上しております。6億円の内訳については後ほどご説明させていただきます。 この金額が無ければ増収後プラスになりますが、施設修繕は必ず必要となる ため最終的には各市に負担していただく金額、つまり赤字となる金額は変わら ないことから、分かりやすくするため20年で平準化して計上させていただい ております。

増収後の差引額A-Bの行になりますが、今後も三山園分として2,700万円程度の赤字が見込まれます。なお、共通経費を含みますと表の1番下、増収後分賦金合計の行のとおり1億円強の分賦金が見込まれます。

今回見込みました増収が取得できなかった場合は、上段の表の一番下、増収前 分賦金合計の行のとおり1億8千万円程度の分賦金が発生いたします。

24ページをご覧ください。

先ほどの約4,000万円の赤字を埋めるためには、令和5年度概算歳出予算ベースで積算いたしますと歳出を6.3%削減する必要があります。

以上が直営での財政シミュレーションとなります。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。これまでの結論といいますか、方向性として 指定管理者や民営化をしていくというような話ですが、とはいえ、これまでの歴 史あるいは意義等を考えると改善の余地はないかということを丁寧にシミュレ ーションして議論していきたいということで今のご説明を伺ったところでござ います。これに関して、委員の皆様からご質問やご意見ございますでしょうか。 はい、どうぞ。西尾委員お願いします。

(西尾委員)

今回の増収の見込みの設定が3つありましたが、実際に実施するのはかなり難しい条件である、実現可能性はかなり低いのではないかと感じました。最大限見込んだとしてもこれくらいになるという推計だと受け取りました。その上で質問と意見を合わせたようなお話なのですが、23ページの分賦金推計のところで大規模改修費用6億円を20年に一度行う大規模改修ということで20年間で償還していくという想定で6年度以降3,000万円ずつ積まれているのですが、これはおそらく建て替えをしてから20年が経って現時点で大規模改修をやらなければならないのかなと思います。その費用を起債によって償還していくという想定になっていると思うのですが、今必要な費用について借金をしてこれから返していくということになります。本来は、事前に積み立てを行っていき、大規模改修が必要になった時に必要な経費がきちんと積まれているということが望ましいのかなと思います。そうすると20年後の次の大規模改修のために、今から基金を3,000万円ずつ積んでいくというのが本来あるべき

姿なのかなと思います。それを含めて考えると本来は3,000万円ずつ償還することに加えて、次の大規模改修に備えてさらに3,000万円ずつ基金を積んでいくことが必要なのかなと思います。そういったことも考えると、収支の支出のところをもっと厳しく見ていかなければならないのかなと感じました。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。ご指摘はごもっともだと思います。これに対してご意見ありますか。

ちょっと私がいうのもあれですが、公設施設であるが故の先の見込みの甘さだと言えるのかなと思ったところなんですが、大変厳しいことを言って申し訳ないのですが。いかがでしょう。なにかご意見ありますか。

(白土管理次長)

おっしゃるとおりでございます。

(鏡会長)

ありがとうございました。

他にいかがでしょう。土屋委員お願いします。

(土屋委員)

資料の23ページの増収後の分賦金推計についてというところで運営経費についてなんですが、3年度、4年度、5年度を比較すると数字の増減が結構あると感じたんですけど、この理由について教えていただければと思います。

(谷内副主幹)

事務局です。通常の自治体ですと予算を計上する際、財政調整基金がございましてそちらの方でお金を貯めているかと思います。ただ、四市複合事務組合は財政調整基金がございませんので、毎年繰越金でお金を調整しているところがございます。令和3年度から令和4年度への繰越金は、当初予算で組んでいた予備費等の残が多く、繰越金が多かった形になっております。ですから、令和4年度への繰越金が突出して多くあったことから4年度の分賦金が特別少なくなっているという形になっております。

令和5年度につきましては、通常どおりの分賦金の予算となりましたので少し多くはなっております。そこが令和3年度、4年度、5年度との差額という形になっております。以上です。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。どうぞ

(土屋委員)

先ほど増収の方策で加算を取るお話があったかと思いますけど、加算を取る ために一旦人件費を下げるとか人を増やさなければいけないという話もあった かと思うんですけども、その内容はこの中に含まれているのでしょうか。

(鏡会長)

はい、事務局。

(白土管理次長)

はい、加味しております。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。介護保険制度上の加算ということで当然これまでも取れる加算ではあったわけですね。しかし、それが様々な理由で特に人件費特に人事的なこと、あるいは設備に問題等々があった。それを数字的に無理して取りに行った場合、当然増収にはなるということではありますが、併せて副次的な対応として人件費を下げるとかあるいは設備投資にお金がかかるとかいうことがあるのだと思います。そこであくまでシミュレーションとしてはそうなんだけどもという話で、これを現実に運営していくということは本当に可能なのかはまた別問題として発生してくるかなと思います。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。はい、綱島委員お願いします。

(綱島委員)

加算なんですけども、先ほどから出ていますけれども最終的に4,000万円くらいの赤字となり、なかなか難しいというお話なんですけども、ただ姿勢としてどういう形なのかわかりませんけども、処遇改善加算って経営のためではなく職員のための加算ではないのかなという気がしているんですね。ですからこれは経営関係なく、いってこいの加算であって入ってきたものは全て職員に出す加算ですから、本来加算を取っても経営改善にはならないだろうということは凄く思うんです。そこで人件費を下げるということ自体が役所の三山園としてやったら大変なことになるのではないかという気がするので、考え方を変えてこういうシミュレーションを出すこともまずいのではないかなという気もするのですが。

それからデイサービスうんぬんという話がありましたけども、30名に衣替えするとありますけども30名ってこの近辺、三山園近辺でもデイサービスセンターってかなり多いんじゃないかと。稼働率が毎日30人来ている計算になっている気がするんですけども、これも現実的には全く難しいのではという気がするんですが。やるのだとすれば、認知症対応型デイをそのままにして新しく30名をやるのだったら増員もいらないですし、そっちの方が現実的だから、これは現実的な話ではないというような。初めからやったとしても足りないので方向的にはこれは無理なんだということを言っているのだと思いますけども、非常に難しい資料だなと思いました。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。さすがに経営をされている立場からのご意見だと思います。確かに処遇改善加算というのは職員のための加算ですから、経営改善になるということは基本的にはないということですよね。それはそのとおりだと思います。それからデイサービスについても周りの状況とか勘案した時にやはり30人は相当大きなデイサービスとなりますから、毎日それだけの方を集めることができるのかということがかなり問題になるのではないかということで、限りなく数字上でのシミュレーションではないかというご意見だったと思います。ありがとうございました。

他にどうでしょうか。はい、徳永委員お願いします。

(德永委員)

はい、徳永です。今、綱島委員からも出ました処遇改善加算に関して、こちらシミュレーションということでお話をいただいているので私の理解の確認なのですが、一旦1年間職員の給料を大幅に削減する必要がありますというのは、シミュレーションの世界の話であって現実にこの考えで実現していこうということとは別という理解でよろしいでしょうか。

(鏡会長)

はい、どうぞ事務局。

(白土管理次長)

はい、管理次長です。この介護職員の処遇改善加算につきまして、三山園の介護職員の給料水準が民間と比べて高いということが分かっていますので、もし可能であればということで給料を下げてそれを財源として活用すると経営改善の一部に繋がるのではないかということで資料とさせていただきました。

ただ、先ほどの説明の中でもこの加算を取る上で1年間介護職員の給料を下げなければいけない、水準を下げなければいけないということにつきましては介護職員のご理解をいただくということは難しいと考えておりまして、実際には取得は難しいものであると考えております。以上です。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。徳永委員どうでしょう。

(德永委員)

実際に考え得るものを全部計上してみて、その結果、これについては取り得ないという選択肢でしたということを示す目的で作成されたという理解でよろしいでしょうか。

(白土管理次長)

委員のおっしゃるとおりです。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。これまでも議論はありましたけども、直営についてはかなり厳しいということが共通理解としてある中で、とはいえ何らかの改善を施して生き残る術はないのかということを数字的に確認したということになると思います。仮に改善策を講じたとしても約4,000万円の赤字が出るということで、また公費によって補填するということになるわけですけども、そこについては様々な議論があるところだというふうに思います。本来、経営的に赤字になってそれを公費で埋めていくという構造は、一般の特別養護老人ホームにはないわけなので、それが公設だから許されるのかということは大きな議論を呼ぶ点ではないかと思います。

はい、他にいかがでしょうか。

(白土管理次長)

管理次長です。すみません先ほど取れないことを見込んでという回答をして しまったのですけれど、今会長がおっしゃっていただいたように取れるものす べてについて加算をしてみてという想定で計上させていただきました。以上で す。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

この数字から見て直営では赤字を脱却するような手立てがなかなか見えない という共通理解が得られたかなと思います。

特にご意見ないようですので、次に進めたいと思います。

それでは、もう一つの選択肢である指定管理者等についての説明を事務局からお願いしたいと思います。

(白土管理次長)

管理次長です。それでは、指定管理及び民営化についてご説明させていただきます。

25ページをご覧ください。まず、第3回でもご説明したところですが、指定 管理者制度について再度ご説明させていただきます。

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年に設けられた制度です。

制度導入当時、特別養護老人ホームにつきましては管理業務委託により運営していた自治体も多く、千葉県内には6施設ありましたが、それらの施設については全て指定管理者制度を導入しました。その後3施設は民営化、民営化後1施設は廃止となりましたが、現状においては3施設が指定管理者制度において運営しております。

各市にその当時民営化を検討したかについて聞き取りを行ったところ、資料も無く分からないとの回答でしたが、社会資源も少なかったことからその時点での民営化については検討していなかったのではないかとの意見が多数ありました。

なお、県内では平成19年以降指定管理者制度を特別養護老人ホームで導入した事例はありません。また、参考とはなりますが、全国的には近年指定管理者から民営化に移行している事例も多く見受けられ、区域内8施設あった指定管理者で運営していた特別養護老人ホームの内、6施設を既に民営化し、残りの2施設についても民営化をするために法人等の見学会など実施済みという自治体もありました。

続いて26ページをご覧ください。指定管理及び民営化をした場合、どのような法人が運営できるのか、また、現在運営している設置主体はどのような配分となっているのかについてです。

設置主体につきましては、市町村、地方独立行政法人、社会福祉法人に限られますが、令和4年11月1日現在で千葉県内に特別養護老人ホームは514施設あります。

そのうち市町村が運営している施設は5施設、うち3施設は指定管理、残り2施設が直営となります。その残りの2施設のうち1施設が三山園ですが、もう1つの直営施設については今年度限りで事業廃止となる予定ですので、来年度自治体直営の特別養護老人ホームは千葉県内で三山園のみとなります。

地方独立行政法人が1施設運営しておりますが、全体の約99%は社会福祉 法人が運営している状況です。

続いて27ページをご覧ください。

前回の審議会において、三山園建設時に受けた補助金につきましては、当初千葉県に確認したところ、耐用年数50年に対する残存期間で返還額が決まるとの説明を受けておりました。約10億円の補助金を受けている三山園については建設から20年経過しており、残存期間が30年となり、50年分の30年に10億円をかけた約6億円について返還が必要となる旨ご説明させていただきました。

しかしながら、前回の審議会で返還が不要となる可能性についてご指摘いただき、厚生労働省関東厚生局に再度確認したところ、①当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う、経過年数10年以上の無償譲渡、無償貸付、転用等の場合については返還不要となり、三山園についてはこれに該当することから返還不要との回答をいただいております。

その他合併市町村や②災害、火災などによる構造上の要件、ページをめくりまして28ページの③10年未満の財産処分でも同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡または無償貸付などの要件もございましたが、①で返還不要となるとの回答であった為、①を中心にご説明させていただきます。

29ページをご覧ください。

社会資源が当該地域に充足しているとの要件について、現在関係各市に待機者が出ている場合、該当とならないのではないかの疑義もあったためその点についても確認しております。

過去の事例によれば、特別養護老人ホームの事業譲渡後に、同事業を継続する場合は社会資源が減らないことから、待機者がいたとしても民間事業者が多く参入している事業でもあり、行政として充足していると判断し、返還不要としているとのことです。同様に民間譲渡した他自治体にも確認し、無償譲渡の場合については返還不要となっている事例についても確認しております。

手続きにつきましては許可の手続きではなく報告を行うことによるみなし承認となるとのことでした。

30ページをご覧ください。返還が必要となる場合についての説明となります。

条件としては返還が不要となる場合の条件に合致しない場合、有償譲渡、有償

貸付の場合や経過年数10年未満の場合などがあります。

返還額につきましても、修正がございます。先ほどもお話したとおり、前回は 年数で割った金額が返還額としてご説明いたしましたが、譲渡した金額に補助 金を総事業費で割った額、三山園で言いますと約45%となりますが、その割合 を掛けた金額を返還する規定となっております。

31ページをご覧ください。前回お話いたしました大規模修繕工事の内訳になります。

屋上防水や外壁、電気や空調設備などが主に大きい修繕項目となっております。この金額が約6億円となりますが、物価高騰前の令和2年度の見積りとなるため、大幅に増加する可能性が有ります。

32ページをご覧ください。大規模改修についての費用負担についてご説明いたします。

直営の場合は当然ですが、指定管理者制度においても通常大規模修繕については行政側で行うこととなります。そのため、今後必要となる大規模修繕について起債で対応し、その償還費用について関係市から分賦金をいただく必要があります。

また、起債の償還前に民営化をした場合、今後支払う利子も含めて一括償還する必要があります。

次に、民営化をした場合ですが、施設の規模や地域によって様々でしたが、土地の無償貸付や建物の無償譲渡と引き換えに移譲先の法人で負担している事例が多く見受けられました。部分的な修繕後に引き渡す事例などもあり、施設の状態などによって変わってくるかと思われます。

33ページからは他自治体の事例です。回答をいただいたばかりで、精査はできておりませんが他自治体の事例を報告いたします。

まず、直営から指定管理者制度に移行した事例では、施設修繕につきましては、 指定管理先の法人での既存施設の建て替えを含めた指定管理であり、その建替 えに要する費用は自治体が負担する。また、移行時に施設修繕は行っていないが、 50万円以上の修繕については自治体が負担する等の事例がありました。

34ページになりますが、業務の引継ぎにつきましては、1年間かけて引継ぎを行っており、年度当初に職員半数を人事異動し、その異動人員分を任期付きで採用したうえで、その翌年度当初に残り半数の職員を人事異動、任期付きで採用した職員を移行先の法人で雇用している事例や移行半年前より指定管理先法人の職員数名を配置している事例がありました。

指定管理料につきましては、年額2,750万円や年額1,200万円を支払 う事例がありました。これは直営で運営していた際、法定サービスに上乗せを行っていた遠方への送迎や人員配置など手厚いサービスを継続するためや、緊急 受入れ枠を指定管理者に常時多めに用意してもらうための費用とのことでした。 35ページになりますが、直営から民営化した事例では、施設修繕につきましては、民営化にあたって施設修繕は行っていないものの、過去10年以内に屋上防水、外壁の修繕を行っている。施設修繕は行っていない。過去10年以内に屋上防水、空調設備の修繕を行っているが、築年数が古く譲渡時の修繕については譲渡先法人と協議中の事例がありました。

業務引継ぎにつきましては、民営化3ヶ月から半年前より譲渡先法人の職員 を配置していたとの事例がありました。

また、前回の審議会において、徳永委員より「公設から民営化になることで危惧された点が民営化されてからどうなったかを調査してほしい」とのご要望がありましたが、その点について民営化を行った自治体に確認したところ、民営化された後の運営や財政面までは把握していないとのことでした。また、請け負った民間事業者も引き取った職員の現状等については回答を控えたいとのことで、回答が得られませんでした。

同じく徳永委員より「指定管理や民営化後の職員の立場についても調査してほしい」とのご要望がありましたが、こちらについては事務局として三山園のあり方に関する審議の対象外と考えており、今回資料としては掲載しておりません。本日の審議会後に三山園のあり方に関する検討資料として必要になる場合につきましては、別途ご指示いただければと思います。

以上で、指定管理及び民営化の説明を終わります。

(鏡会長)

ありがとうございました。ただ今の事務局からのご説明で指定管理者及び民営化についてのお話ということでありました。今のお話を伺っていると運営経費については、指定管理によってのメリットについては説明のとおりあったと思うのですが、指定管理の場合は特に約6億円の修繕という部分が基本的にそれぞれの市に分賦金として対応していただくということが残ってしまうという話であったかと思います。民営化の話については、職員の待遇等が一番大きな課題になると思いますが、そこについては基本的にこの審議会の対象ではないということかと思います。あり方として現状の施設運営については、赤字を分賦金という形で補填していること等を総合的に見た時にどのようなあり方が今後適当なのかというお話ですので、職員の対応については様々な対応策をしかるべきセクションで議論していただき、策を講じていただければということになると思います。

ご意見いかがでしょうか。各委員からお願いしたいと思います。 はい、西尾委員お願いします。

(西尾委員)

大規模修繕の件ですが、会長も整理されたように指定管理の場合は、基本的には自治体側が費用を負担するということで変わりはないと思います。それに対して民営化の場合どうなるのかというところをもう少し検討というかシミュレーション等しないと、比較、検討しようがないのかなという気がしています。事例をいくつかご説明いただいておりますが、ご説明の中でもあったように個別のケースによってそれぞれ状況が違うので、今回三山園のケースの場合どうなのかということの参考にあまりならないのかなと思います。何かもう少し三山園のケースに即して精査することができる可能性ってあるのでしょうか。サウンディングみたいなことができるのかどうかということになると思うのですが、いかがでしょうか。

(鏡会長)

いずれにしても施設の老朽化等を考えると、どうしてもこの約6億円の費用が指定管理者であっても民営化であっても必要になるということが前提にあるのだと思いますが、民営化になれば施設を運営する側の判断が入ってくるのでそれをどうするのかというのは、ここでの判断の対象から除いた方が良いのかなとも思うのですが、いかがでしょうか事務局。

(谷内副主幹)

はい、事務局になります。今ご提案いただいたサウンディング調査等について、 手を上げてくれる法人さんが出てくるかどうかということが分かりませんし、 時間的にも次回の審議会までに間に合うか等なかなか難しいところもあるかと 思いますが、聞ける法人さんとかがあれば可能な限りお話を聞ければと思って おります。ただ、やはり次回の審議会までに出せるかということに関してはなか なか難しいかもしれません。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。西尾委員よろしいですか。

併せて言うとこの6億円というのは先ほどのご説明のとおり、令和2年の積 算根拠であるということなので、現時点で積算したら増額となっているという 可能性もないわけではないと思っています。

他にいかがでしょう。綱島委員お願いします。

(綱島委員)

先ほどから6億円という大変な金額があるんですけど、33ページの施設修

繕のBというところで50万円というのがあるんですけども、確かに大規模改修では6億円かかると思うんです。しかし指定管理の場合、その他に30万円とか50万円とかの修繕料について市の方に負担がかかっていきますので、古くなれば古くなるほど大規模改修の6億円だけでは済まなくなるということがあるんですね。あれだけ大きな建物だと少し直しただけでも30万円、50万円というのはあっという間に超えると思うんです。それが残り30年間ということになると6億円だけではなく、それなりの額がかかるので検討する余地があると私は思うのですが、いかがでしょうか。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。この件に関して、いかがでしょうか。

(谷内副主幹)

事務局になります。綱島委員のおっしゃるとおり6億円では済まなくなるということも出てくる可能性はあると思っております。ただ、三山園が現状20年経過している中での大規模改修費用6億円という数字を出させていただいております。その他に数百万円、数千万円という規模での修繕が多数出てくる可能性はあるかと思いますが、それについては次の法人さんと協議をしていくという形になっていくかと思っています。以上です。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。先ほどの6億円というのはあくまで令和2年度 の積算でそれより大きくなる可能性もあるし、老朽化等の部分で毎年修繕費用 が大きくなる可能性もあるというお話だと思います。

いかがでしょう他に。はい、どうぞ。

(菅井委員)

鎌ケ谷市です。25ページのところに指定管理に3施設がなって、そのあとに 民営化になったというご説明がありましたが、最初は指定管理にしたけれども その後民営化になったという理由がお分かりになれば教えていただければと思 います。お願いします。

(鏡会長)

はい、どうぞ。事務局。

(谷内副主幹)

はい、事務局です。紙ベースの調査や電話でもお聞きしたのですが、やはり自治体側として皆さんがおっしゃっていたのは指定管理制度のままでいくと、自治体側としてはなかなか負荷が大きいというところ。あと、事業者側が、指定管理の場合、3年から5年という期間が定められているというところで、事業形態の変更や施設修繕等について、自分たちで思ったような形で運営をしていくことがなかなか難しい部分があるというお話がありました。その中で民にできるところは民でという流れの中で民間事業者へ移譲するという形で決定をしたと聞いております。以上です。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。よろしいですか。 他にいかがでしょうか。はい、鈴木委員お願いします。

(鈴木委員)

鈴木です。色々お話を伺っていて指定管理の場合、6億円の大規模修繕と50万円以上の修繕の費用がかかるということで、指定管理をするにはそれだけの資金を投入する何かしらの大きな意義がないといけないと思います。そうでない限り、民間が運営する施設と公営が運営する施設とで損益がイコールでないといけないと考えるんですけども、そう考えると今の三山園の状況がイコールになっていないのかなと考えています。民間で運営する方がイコールの状況になるかと思いますし、指定管理としての大きな意義というものを生み出せるのかどうかということがそこの問題点ではないかと思います。以上です。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。これまでも議論してますけども特別養護老人ホームとしての意義というのは当然あると思うのですが、それが公設でなければならない理由というのが議論の中では希薄ではないかと思います。鈴木委員のご指摘のとおり、損益がイコールであるというのは施設を維持していく上では必要条件であると思うんですよね。それがこれまでの話だとなかなか厳しいと。併せて指定管理という制度を用いたとしても特に修繕費等の面で厳しい状況であるということであったと思いますが、事務局からご意見ありますか。

(谷内副主幹)

そうですね。おっしゃるとおりかと思います。

(鏡会長)

ごめんなさいね。答えがそれしか出ないだろうなとは思いながらも。とはいえ、皆さんの意見を集約しながら進めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

他にいかがでしょうか。はい、徳永委員お願いします。

(德永委員)

今は次第2の三山園のあり方についての位置付けでのお話しということですか。

(鏡会長)

今は指定管理及び民営化についてのお話です。その部分については後ほどご 意見を伺います。

(德永委員)

はい、わかりました。指定管理及び民営化の部分での質問なのですが、今のお話と関連しまして、平成19年度以降特別養護老人ホームで指定管理制度の導入事例はないというのは、今の話の流れの中でそれを選択する施設がなくなったという理解でよろしいでしょうか。

(谷内副主幹)

調査を行って自治体から回答を得たわけではないのですが、これだけ社会福祉法人が参入している中で、新たに指定管理者制度を導入している自治体がないという現状となっております。以上です。

(鏡会長)

よろしいですか。

(德永委員)

はい、ありがとうございます。

(鏡会長)

ありがとうございます。介護保険制度がスタートして、それまでの行政が主体 的に施設建設等を行う措置制度から民間法人も参入できる制度に変わったとい うことですよね。その中で既存の公設施設についての対応を検討してきたとい う経緯があったと思うんです。その中で選択肢の1つとして指定管理者制度と いうものが用いられたところもあったかと思いますが、介護保険制度を考えますと公設施設の運営よりも社会福祉法人の運営の方が制度の中での落ち着きとしては良いのではないかなと、多くの自治体あるいは多くの事業者の方が思われたと思うんですね。そういう訳で先ほどあった社会福祉法人の約99%という話があったかと思います。ある意味そういう制度から残ってしまった三山園というのは、大変大きな重い課題が課せられた中での選択となりますので。とはいえ、財政的な面から考えても改善する余地が多々あるのではないかと感じたところであります。

それでは2番目の指定管理及び民間化については、他に意見がないと思いますので次に進みたいと思います。次第2.三山園のあり方についての意見交換のところ、各委員の皆様からぜひ積極的に発言をお願いしたいと思います。各市からの委員さんについてもこちらの方で指名させていただきますので意見を伺いたいと思っております。

初めにこちらの左側の皆さん(第1号委員)からどうでしょうか。はい、どうぞ。徳永委員お願いします。

(德永委員)

徳永です。考えた過程をお話させていただきます。

利用者の方がいらっしゃるということから廃止という選択肢はないというところから、公設公営を維持していくために何かできる方策がないかというところを今まで資料をいただいて確認させていただきました。利用率が97.8%ということと今日いただいた財政再建案というものは現実的に達成困難でありますし、やったとしてもまだ4,000万円近い赤字が生じるような状態であるとのことです。

そう考えると公設公営の中での赤字脱却はちょっと難しいのではないか、ということを前提に次を考えるとしたら、分賦金を運営経費に投入し続けるところ、それだけの意義があるのか、必要性が高いのかどうかというところになってくるかと思います。そうすると三山園ならではの特別な意味や役割という話に繋がってきて、例えば日常生活自立度で重症な認知症の方を多数受け入れているとか、措置入所で特別な役割を果たしているという訳では今までの話ではないだろうとのことです。ということになると、当然に特別養護老人ホームとしての役割は果たしておりますが、三山園が他の民間の特別養護老人ホームと比較して特別な役割を果たしているというところまではなかなか言えないのかなと思います。

そうすると公設公営を維持していくというよりは、指定管理なり民間なりという選択肢になってくるであろうと考えることになります。指定管理や民間と

なってくると、利用者の方からしてみると費用負担が大きくなるという側面はあるようですが、公設公営で低廉だった料金を通常どおりの料金としてご負担いただくということで、より高いものを取得していくわけでなければ許容される範囲ではないかと思います。

あと指定管理のお話をいただいたところになってくると、指定管理のメリットとして挙げられていたところは入所枠の確保や措置入所が円滑になるということのようですが、約6億円の大規模修繕費用やその後の継続的な数百万円単位の改修費用となってくると、そこまでの必要性はなかなか難しく指定管理の選択肢は考えにくいのかなと思います。

そうなると民営化の方向でのお話、あり方というところの見方になると民営 という選択肢になってくるのかということが私個人の考えになります。

(鏡会長)

以上になります。

ありがとうございました。他にいかがでしょう。

はい、西尾委員お願いいたします。

(西尾委員)

今回の議論の中で公設公営と言いますか直営でやっていくということは、現実的にかなり難しいのかなと思いました。そうなると残る選択肢の中で廃止はないだろうと、機能は必要であろうと思いますので、民営化で行くのか指定管理で行くのかというところになるかと思います。

介護保険制度の趣旨から考えると、まずは民営化で考えるべきではないかなと私は思います。この三山園を民営でやっていける可能性があるのであれば民営化が望ましいと思いますが、機能を残したいという想いがあると思いますので、機能をどれだけ残せるのかというところは議論が必要かと思います。残したい機能を残した上で受けられる民間がいれば、民営化が望ましいのではないかと思います。どうしても民間ベースではそれが難しいとなった時に指定管理を考えて、指定管理というのはある意味民営だけでは成り立たない部分を公費負担で補うことで成り立たせていく制度という見方もできるかなと思いますので、そういう順番で考えていくのが望ましいのではないかと思います。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。綱島委員お願いします。

(綱島委員)

私も先ほどからの話と大体一緒なんですけど、公設公営だとなかなか難しいでしょうと。それから廃止というのも難しいと。そうすると指定管理か民営化ということになるんですけども、やはり指定管理というのは大体5年ごとにやっていくと、これから2025年問題で75才以上が後期高齢者になるとか、2040年になったらそろそろ下降気味であるとかそういうのがあるんですけども。そういうのを考えるとあと30年その法人にやってくれというのはなかなか厳しいのかなと。ましてや5年ごとにプロポーザルをしないといけないということとなりますと、手を挙げる権利もありますけど手を下げる権利もあるのでそういうふうになると行政側としては非常に難しいのかなという気はします。

それから先ほどもあったんですけど、大規模改修を行ってもその後の経費がずっとかかっていくということになると、これから30年間どれだけかかっていくか分からない。それを指定管理であれば通常行政持ちとなると非常に難しいのかなと思っています。ですから私も民営化の方が現実に沿った話なのかなと。それから、民営化後はできることならその法人にとって多少メリットとなるような条件を付けるようにしたら良いのかなというふうに思います。そうでないと条件にもよりますがなかなか手を挙げるところを探すのは難しいのではないか。それから利用者はそのままいるのは当然だと思うのですが、市にとっては措置入所ができるかどうかというのは大きい問題なのではないかと。ただ、今は民間で措置をお願いすれば大体どこでも受けてくれると思うんです。私のところでも市から措置だと言われればどうにかしますので、そういうのを含めると民営化しても難しい問題はないのかなと思いますので、私としては民営化が良いかなと思っています。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。鈴木委員いかがでしょう。

(鈴木委員)

私も民営化するのが良いのではないかと考えます。理由としましては、入所者の立場を考えますと5年ごとに事業者が変わるかもしれない、手を挙げてくれないかもしれないという不安定の状況に置かれるということは避けなければならないということと、もし指定管理者制度にするのであれば先ほども色々お話が出ましたが、その法人に残したい機能がなにかある場合ではないか。その場合に税金を投入するということだと思うんですけど、その機能というものが希薄で薄いということもありますし、他の都道府県や他の地域で考えますとそれは民間の中に吸収されているのではないかと考えるので、指定管理者制度につい

ては、介護を抱えている家族がもうここがなければ大変困ってしまう、どうしても行政の方にやってもらわなければ私たちの生活が介護を抱えてできないんだというような状況がありうるのであればそこで考えるべきなのではないかと考えます。以上です。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。それでは行政から出ている委員の皆様に一言ずつお話ししてもらって。では、土屋委員から順番にお願いします。

(土屋委員)

はい、船橋市です。まず基本的に介護報酬と利用者負担によって運営すべきものであると考えております。ただ、公設の施設として民間の施設では十分に対応できないようなところを補っているとか、特別な役割を果たしているのであればそこは考慮してよいと思っています。しかし、これまでのこの会議の話ですと、そういったところがちょっと見出しにくい印象を持っています。ですので様々な対策を施しても収支が改善しないということであれば、指定管理や民間への移譲とかそういった方策を検討する必要があると考えております。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。島本委員お願いします。

(島本委員)

習志野市です。私自身も施設の成り立ちというかその辺から考えましても、もう時代は変わってきたなということが言えると思います。その中で公設ということで認知症の重い方、そういった方々を受け入れてきていただいたのであろうと。そして今も受け入れていただいているのであろうと。そういった意味合いを今後収支、財政面で見た時にどのような変化が必要になるのかということが大変難しい部分が出てくるであろうなということを思います。介護保険制度の中にあって、公設のままでいいかと言われると、時代の中では検討が必要な時期にきているのであろうなということを感じております。以上です。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。糟谷委員お願いします。

(糟谷委員)

八千代市でございます。これまでの3回の会議の結果を踏まえて、私が考えて

いたことは指定管理か民営化、二者択一かなと思っていました。そういった状況で各委員のご意見等をお聞きした中で、行政側から見た時に公正公平な税の使い方が求められてくると。そうしますと例えば大規模改修約6億円、その後数百万、数千万現実的にはいくらかかるかわからないという財政負担が指定管理者制度の場合は課せられてくると。

そういったことを考えるとあくまで三山園のあり方という意味合いでは、やはり財政的な新たな負担というものを避けるためには民営化の選択もあり得るのかと思ったのが本日の会議を踏まえた私なりの意見でございます。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。菅井委員お願いします。

(菅井委員)

鎌ケ谷市としましては、委員の皆様からのお話もありましたけれども、介護保険制度というものを考えると、本来であれば給付と負担の範囲の中で自立して運営していくということが大前提ということで、現在は自立した運営が難しいということで原則とは大きく異なっているということ。そして、介護保険制度の考え方に則って自立した運営が可能となるような方策を検討していくべきであろうと考えておりましたが、現実的にはかなり難しいだろうということが本日のことで分かりました。今後大規模修繕等も予定されておりまして、市の財政事情等を考慮しますと、運営や大規模改修に係る分賦金については、市としてこれ以上財政負担をすることは難しいかなと考えているところです。

そういったことから考えますと、民営化という選択肢もやむを得ないのかということも考えておりますが、いずれにしましても構成市とも連携を取って考えていかなければならないと思っておりますので、今後検討していかなければならない部分かと思ったところです。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。各委員の皆様からのご意見のほとんどが民営化であるとお話がありました。私も意見を述べさせていただきたいのですが、議論が進む中で介護保険施設に公費を投入するということに対して、まず当初から違和感を持っておりました。基本的には介護報酬と利用者の負担で運営をしていく、そこに公費が入るということは介護保険の制度としても基本的には考えていないところであって、それがずっと続いていたということに対して違和感があった。

しかし、色々お話を伺っていく中で公設施設としての歴史あるいはこれまで

の実績等ありますので、それを丁寧に振り返る必要があるなと思っておりますが、今の施設においては公設施設でなければならないという理由が見出しにくいということが正直なところでありました。そういう中で指定管理者であるとかあるいは民営化という選択肢に絞られてきたのだと思います。

そういう中で民営化において補助金の問題が1つメインとしてあって、約6億円の補助金を返還しなければならないのではないかということ、民営化を受けた事業者の負担になるのではないかということが危惧されたんですが、それが今日の話でクリアされたということなので、従来より民営化という選択肢のハードルが下がったかなと思ったところです。

指定管理者については、従来の民間委託のいわゆる委託事業者の固定化に対 する課題等を解決するために、公でなければならない仕事に対してそれを民営 に変えるという制度で地方自治法の改正があって成立した制度であります。こ こで想定されているのは、事業者は3年ないし、5年のうちに事業者のノウハウ を持って提供するということと委託料が若干下がるということですね。という ことが期待されたのですが、多くの自治体を見ても特に福祉系の事業について は、いわゆるプロポーザルをして事業者選定をすることなく、そのまま5年後も 継続している形で従来の委託制度の改善がなかなか見られないというのが正直 なところだと思います。そういう意味では、必要性が見られるところが少ないの で、指定管理者の制度で想定されているような民間のノウハウを適宜入れてい くという、そういうのがあるのかなと思ったところです。そんな中でこの介護保 険制度における特別養護老人ホームのあり方、それから指定管理者のあり方等 を考えた時に、すでに委員の皆様にお話いただいているように民営化で公的な 位置付けではなくなるけれども、いわゆるパブリックとしての役割というのは 特別養護老人ホームには当然にあるわけですので、協力して特に利用者の方々 の利便性の確保とそこで働いている職員の処遇等ですね、この中で考えていた だき、民営化を進めるというのが現実的な方策なのかなと思っています。

冒頭に申し上げたとおり、公費による財政負担というのは多くの市民の方々の負担になるということと、併せて他の事業者に対してもなぜ公設施設の事業者のみ財政的な利便性を得られるのかということがなかなかきちんと説明しにくい状況がありますよね。そういうことを総合的に勘案すると、民営化という選択肢が一番適当ではないかというふうに思ったところであります。

皆様からご意見いただいたのですが、何か漏らした点とか付け加えたい点とかありましたらお願いします。基本的にこの審議会で何らかの結論を出さなければならないのですが、各委員の皆様からご意見をいただいたらそれで決定という訳にはいかないと思います。特に自治体の皆様はそれを受けて、もう一度各自治体の中で精査していただき、意見をまとめていただいて、それを次回の審議

会において最終的にご報告をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見がないようであれば、そのように進めさせていただきたいと思います。行政側の委員の皆様は各市に持ち帰っていただいて、本日議論したような方向性が出つつあるということで特に民営化であるということを受け止めていただいて、各市で議論いただいてそれに対する答えをいただければなと思うところであります。

はい、どうぞ西尾委員お願いします。

(西尾委員)

私、先ほど来申し上げていることではあるのですが、民営化といった場合にやはり受け手の問題があると思います。民間が受けられるかどうかということがあるので、民営化と言えば民営化できるというものではないと思っております。そのための条件の1つとして、例えば大規模改修費は負担できないけれども負担しなければできるよということが民間で受けられる条件であったとすると、先ほど来財政的な負担の面で指定管理より民営化の方が望ましいというお話もあったかと思いますが、もしかしたらこの費用負担の部分に関しては民営化に

しても変わらないと可能性もあるのかなと思います。もし民営化といった場合 に民間側がどういう条件であれば受けられるのか、どういった機能を残してい

けるのかというところはもうちょっと議論が必要なのかなと思いました。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。そういうきめ細やかな議論も今後必要になってくるのですが、この審議会はあり方の検討であって、引き受ける法人がなければやらないのかということになってきますので、基本的に方向性を決めていきたいと思っています。もちろんの西尾委員のおっしゃるような財政負担の話とか民営化についての条件というのは、様々な条件を付さなければならないかもしれませんね。そこまでのお話をすると、大変難しい話になってきますし、併せて職員はどうするのかということも入ってくると思います。なので、基本的な方向性について審議会として決定させていただきながら、それら細々としたことについては、今後検討していただくということを原則としたいと思います。しかし、考えられることとしてはこういう負担があり、そういうデータは整理していく必要があると思いますので、今後考えられる負担ですね、民間あるいはこのまま施設を維持した場合であろうが、でもこれはすでに数字として出ている話なので、どうでしょうね、西尾委員。それは資料としてお願いしますか。

(西尾委員)

そこまでは。

(鏡会長)

民間事業者がどういう受け取り方をするか、民間での施設の維持というのが前提になりますけども、それをどういう風に変えていくのかというのは、譲渡先の状況にもよると思いますのでなかなか厳しいかなと思います。よろしいでしょうか、そういうことで。

(西尾委員)

はい。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

それでは先ほど申し上げた課題を次回までにぜひ整理いただければと思っております。それで、次の議題ということですが日程3.その他ということで委員の皆様あるいは事務局から何かございますでしょうか。

(白土管理次長)

事務局からは特にございません。

(鏡会長)

委員の皆様もよろしいですね。はい、ありがとうございました。 それでは日程の確認だけしたいと思いますが、次回は1月12日でしたっけ。

(白十管理次長)

そうです。

(鏡会長)

場所はここ?

(白土管理次長)

次回の場所ですが、ここも前回やりました福祉ビルも確保できておりませんので、場所が決定しましたらお知らせさせていただきたいと思います。今現在では、船橋市役所の中ということを考えておりますが、またご連絡させていただきます。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。日程に関して次回は1月12日ということで 場所はまたご連絡いただけるということです。時間は今日と同じということで よろしいですよね。はい、よろしくお願いします。

他にいかがでしょうか。ないようであれば以上を持ちまして第4回特別養護 老人ホーム三山園のあり方検討審議会を終了させていただきたいと思います。 ご審議いただきましてありがとうございました。